

大分県報

平成二十八年
号外（五七）
四月一日

（金曜日）

目次

規則

大分県会計規則の一部改正……………

○規則

大分県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

大分県知事 広瀬 勝 貞

大分県規則第六十九号

大分県会計規則の一部を改正する規則

大分県会計規則（昭和四十九年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

「大分県立佐伯豊南高等学校	佐伯市
大分県立佐伯鶴岡高等学校	佐伯市
大分県立佐伯豊南高等学校（平成二十五年 五年度に設置されたものをいう。）	佐伯市
大分県立佐伯豊南高等学校	佐伯市

別表第四の県立高等学校の項の金銭出納員の欄中「定時制の」を「定時制（夜間の課程に限る。以下この項において同じ。）にあつては」に改め、「教頭」の下に「通信制にあつては教頭」を加え、同項の物品出納員の欄中「定時制の」を「定時制にあつては」に改め、「教頭」の下に「通信制にあつては教頭」を加え、同表の小学校及び中学校（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の項中「及び中学校」を

平成二十八年四月一日

大分県報号外（規則）

「中学校及び義務教育学校」に改め、「（昭和二十三年法律第百三十五号）」の下に「第一条の規定により県がその給料その他の給与又は報酬等を負担する職員又は講師が配置されている学校に限る。」を加え、「小中学校」の下に「及び義務教育学校」を加え、「及び中学校長」を「中学校長及び義務教育学校長」に改める。

別表第五の二の表の13の項中

「設計書（図面及び仕様書を含む。）

を

設計書（図面及び仕様書を含む。）

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。